電子インボイスに係る取組状況

電子インボイス推進協議会による提言

〇令和2年12月14日、「電子インボイス推進協議会(EIPA)」※ により、「我が国における電子インボイスの普及を通じた業務 デジタル化に向けたご提言」を平井デジタル改革担当大臣へ手 交。



- OEIPAによる主な提言内容。
- ➤電子インボイスに係るデータや通信方式の標準仕様は、「Peppol」 という国際的な標準規格をベースに進めるべき。
- ➤電子インボイスの普及に当たっては、中小企業の方々が使いやすくなるようなインセンティブを設けるべき。
- ※「電子インボイス推進協議会(EIPA)」とは、日本における電子インボイスの標準仕様を策定・実証し、普及させることを目的とした民間団体。

平井デジタル改革担当大臣ご発言 (令和2年12月15日閣議後会見) (抜粋)

デジタル化を通じたバックオフィス業務の効率化の実現は、非常に重要な課題であり、デジタル庁の設置を待たずして、官民連携の上、早急に進める必要がある「デジタル化のフラグシッププロジェクト」だと考えている。(中略)「電子インボイス」の標準仕様について、2022年秋の運用開始を目指し、(中略)しっかりと進めていきたいと考えている。

政府決定

デジタル・ガバメント実行計画 (令和2年12月25日閣議決定) (抜粋)

分でなく、また、システム間でのデータ連携もスムーズに行えていないことが、中小・小規模事業者をはじめとする企業のバックオフィス業務や、個人事業主などの事務処理に負担となっている。そのため、インボイス制度が導入される2023年(令和5年)10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等(電子インボイス)やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある。

現状、事業者間の請求等に関連するプロセスのデジタル化が十

内閣官房は、関係省庁及び民間団体等との総合調整を行うとと もに、グローバルな経済活動にも対応できる標準仕様となるよう、 必要に応じて国際標準団体との交渉を行う。

政府調達システムを整備・運用する機関においては、内閣官房と連携し、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度が導入される2023年10月までに請求書・領収書データのシステム連携が可能となるよう対応する。

経済産業省においては、中小・小規模事業者の実態を踏まえ、 中小企業共通EDIとの相互接続性の確保のための取組を行うほか、 標準化ソフトの導入を促すための環境を整備する。